

函館市企業局職員就業規程（平成２３年函館市企業局規程第１７号）第
４０条に規定する別に定める事項の制定について

令和３年３月１７日管理部長決裁

函館市企業局職員就業規程（平成２３年函館市企業局規程第１７号。
以下「規程」という。）第４０条に規定する別に定める事項について、
以下のとおり定める。

規程第４０条第２項関係

規程第４０条第２項の「職員が労働組合の規約に定める機関で別に
定めるもの」は、次に掲げる機関とする。

- (1) 執行機関
- (2) 監査機関
- (3) 議決機関（代議員制をとる場合に限る。）
- (4) 投票管理機関
- (5) 諮問機関

なお、組合休暇の運用に当たっては、別紙によるものとする。

今後の組合休暇の取扱いについて

運用

組合休暇とは、職員が労働組合の規約に定める正規の機関のうち、当該団体の運営のために不可欠な機関の構成員として、これらの業務に従事する場合に認められるものである。

公務優先の原則からできる限り厳格に運用すべきもの

⇒真にやむを得ない場合に限り承認する。

〈組合休暇の承認の基準〉

函館市企業局職員就業規程（平成23年4月1日企業局規程第17号）

（組合休暇）

第40条 組合休暇は、職員が管理者の許可を得て全水道函館水道労働組合または函館市交通労働組合（以下これらを「労働組合」という。）の業務または活動に従事する期間とする。

2 管理者は、職員が①労働組合の規約に定める機関で別に定めるものの②構成員として当該機関の業務に従事する場合および③労働組合の加入する上部団体の④これらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3, 4（略）

○ 公務に支障が無いことが前提で次の基準により審査を行い、承認の可否を決定する。

①労働組合の規約に定める機関	水) 「全水道函館水道労働組合規約」に定める大会、中央委員会、執行委員会、その他の補助機関
	交) 「函館市交通労働組合規約」に定める大会、中央委員会、執行委員会、その他の補助機関
②構成員	水) ア 大会の場合・・・代議員、中央委員及び役員 イ 中央委員会の場合・・・中央委員および役員 ウ 執行委員会の場合・・・役員 エ 統制委員会の場合・・・役員
	交) ア 大会の場合・・・代議員、中央委員及び役員 イ 中央委員会の場合・・・中央委員および役員 ウ 執行委員会の場合・・・役員 エ 職場委員会の場合・・・役員
③労働組合の加入する上部団体	水) 全水道本部、全水道北海道地方本部 (団体意思で加入・脱退できる団体)
	交) 自治労本部、自治労北海道本部、自治労北海道南地方本部 (団体意思で加入・脱退できる団体)
④これらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるもの	本部等の大会、中央委員会等に労働組合を代表して意思決定に関与する業務 ※当該上部団体の機関の意思決定に関与することができる者として、基本的には執行委員長、副執行委員長、書記長を想定